

平成 2 8 年 1 1 月 7 日 開催

第 8 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成28年度 第8回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成28年11月7日(月)

2. 開催時刻 開 刻 13時30分

閉 刻 14時23分

3. 開催場所 遠軽町議会議場

4. 出席委員 13人

会	長	18番	新国	純一
委	員	1番	菅井	誠
委	員	2番	西原	弘子
委	員	3番	梶田	政實
委	員	4番	鈴木	和弘
委	員	7番	早川	剛司
委	員	8番	中村	肇
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	菅井	美徳
委	員	11番	遠藤	政彌
委	員	13番	大河原	正一
委	員	15番	相田	幸博
委	員	16番	小野	人司

5. 欠席委員 5人

会	長職務代理者	17番	上野	善博
委	員	5番	林	秀和
委	員	6番	須藤	智弘
委	員	12番	服部	紘雄
委	員	14番	石丸	博雄

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員 7番 早川 剛司

委 員 1番 菅井 誠

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 現況証明願いについて

議案第4号 平成29年度遠軽町農業施策に対する建議等について
(付託案件) (農政部会審査報告)

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)の見直しについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	河本 伸二
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	阿部 文明
農地・農業振興担当係長	石原 徹
農地・農業振興担当主任	原 吉生

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された平成28年度第8回（H28.11.7）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、7番 早川委員、1番 菅井（誠）委員の両名を指名します。

議長 次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. H28.10.5（水）13:30～
第7回農業委員会総会

2. H28.10.13（木）13:30～
平成28年度遠軽町研修生実習生受入協議会【役場3F大会議室】河本事務局長出席
【内 容】
札幌市で開催される「農業人フェア」への参加についてと、新規就農者受入態勢についての協議が行われました。

3. H28.10.13（木）～14（金）
平成28年度うねんセミナー【札幌市自治労会館】小川係長出席
【内 容】
農業者年金の資格や給付について練習問題形式で研修を受けました。

4. H28.10.28（金）
平成28年度地区別農業委員等研修会【北見市端野町公民館】新国会長ほか9名出席
【内 容】
当日欠席された委員の方には、研修会資料を配布しておりますので、ご参照願います。

◆今後の予定

1. H28. 11. 16 (水) ~ 17 (木)

平成28年度農業委員会視察【美瑛町】農業委員12名出席予定 農産物選果施設、集出荷貯蔵施設等視察

2. H28. 12. 5 (月)

第9回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。
それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ●●●

●● ●●

貸借人－紋別郡遠軽町 ●●●

●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積(m²)「34, 839」

3 通知の理由

平成28年5月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が

事務局 合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

この件につきましては、解約後の農地につきましては議案第2号で新たに賃貸借を設定する件でございます。

その2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

貸借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 36, 118」

3 通知の理由

平成19年3月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その3

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

貸借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外6筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「7筆合計 44, 495」

3 通知の理由

平成28年10月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

事務局 合意解約
(その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その4

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

貸借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積 (㎡) 「26,942」

3 通知の理由

平成20年3月10日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その5

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

貸借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●

● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2筆合計 5,492」

3 通知の理由

平成28年10月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

事務局 4 解約の種類
合意解約
(その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その6

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

貸借人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積(m²)「56」

3 通知の理由

平成26年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号「その1」について、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第1号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号「その2」について、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号「その3」について、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号「その4」について、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その5」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号「その5」について、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その6」についての質疑を行います。

議 長 質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号「その6」について、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」11件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号46～56につきましては、賃貸借でございます。
整理番号46、所在「●●●」・地番「●●内外3筆」・地目「公簿一原野、宅地、畑・現況は全て畑」・面積(㎡)「4筆合計 27,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額(円)「年81,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号47、所在「●●●、●●●」・地番「●●内外6筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積(㎡)「7筆合計 84,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額(円)「年311,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了と

事務局 なるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号48、所在「●●●、●●●」・地番「●●内外1筆」・地目「公簿一田、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 50,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額（円）「年135,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号49、所在「●●●、●●●」・地番「●●内外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 43,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額（円）「年129,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号50、所在「●●●」・地番「●●内外4筆」・地目「公簿一畑、田・現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 20,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額（円）「年60,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

事務局 整理番号51、所在「●●●」・地番「●●内外10筆」・地目「公簿一原野、畑、山林・現況は全て畑」・面積（㎡）「11筆合計 133,500」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃

事務局 貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額（円）「年406,900」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号52、所在「●●●」・地番「●●内外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 47,200」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額（円）「年141,600」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号53、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 19,242」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額（円）「年67,347」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号54、所在「●●●」・地番「●●内外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 88,000」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H31.11.13」・期間「3年」・金額（円）「年308,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

事務局 （整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号55、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「34,839」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.11.14」・終期「H34.3.31」・期間「5年4ヶ月」・金額（円）「年87,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号56、所在「●●●」・地番「●●外11筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「12筆合計 145,954」・貸主「● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.12.1」・終期「H39.3.31」・期間「10年4ヶ月」・金額（円）「年560,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（整理番号46同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号46」についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（13：51～13：51）

議長 再開します。

議長 これより、議案第2号「整理番号46」の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

議 長 議案第2号「整理番号46」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第2号「整理番号46」の審議が終了しましたので、「●番 ●●
委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:52~13:52)

議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第2号「整理番号46」については、原案のとおり決定しましたの
で、その旨を報告します。

議 長 次に、議案第2号「整理番号47」についての質疑を行います。「農
業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係
する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:53~13:53)

議 長 再開します。
これより、議案第2号「整理番号47」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号47」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第2号「整理番号47」の審議が終了しましたので、「●番 ●●
委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:54~13:54)

議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第2号「整理番号47」については、原案のとおり決定しましたの
で、その旨を報告します。

議 長 次に、議案第2号「整理番号48」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

議 長 議案第2号「整理番号48」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号49」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号49」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号50」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号50」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号51」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号51」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号52」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号52」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
 (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第2号「整理番号53」についての質疑を行います、「農
業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係
する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:55~13:55)
- 議 長 再開します。
これより、議案第2号「整理番号53」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
 (質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号53」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
 (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第2号「整理番号53」の審議が終了しましたので、「●番 ●●
委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:56~13:56)
- 議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第2号「整理番号53」については、原案のとおり決定しましたの
で、その旨を報告します。
- 議 長 次に、議案第2号「整理番号54」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
 (質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号54」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
 (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長　　ここで、議事の進行上、仮議長を選出したいと思います。
仮議長の選出については、議長の指名で選出したいと思います。これ
にご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長　　異議なしと認めます。
それでは、仮議長につきましては「16番　小野委員」を指名いたしま
すので、よろしくお願いいたします。
暫時休憩いたします。（13：57～13：57）

仮議長　再開します。
次に、議案第2号「整理番号55」についての質疑を行います。「農
業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係
する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番　●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：58～13：58）

仮議長　再開します。
これより、議案第2号「整理番号55」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

仮議長　それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号55」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
（異議なしの声）

仮議長　異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第2号「整理番号55」の審議が終了しましたので、「●番　●●
委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（13：59～13：59）

仮議長　再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第2号「整理番号55」については、原案のとおり決定しましたの
で、その旨を報告します。
暫時休憩いたします。（14：00～14：00）

議長　　再開します。
次に、議案第2号「整理番号56」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長　　それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「整理番号56」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第 3 号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第 3 号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号 15、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一
畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積 (㎡) 「347」・申請者「遠軽
町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「15 番相田委
員、10 番菅井 (美) 委員、4 番鈴木委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり都市計画区域内の第一種
中高層住居専用地域内にある土地で、現況は宅地となっているため今回地
目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、15 番相田委員、10 番菅井 (美)
委員、4 番鈴木委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地
目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号 16、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一
畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積 (㎡) 「19, 436」・申請者
「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「12 番
服部委員、7 番早川委員、6 番須藤委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況は山林となっているため今回地目変更登記
を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、12 番服部委員、7 番早川委員、6
番須藤委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登
記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 3 号「整理番号 15」についての質疑を行います。

議長 質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「整理番号15」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「整理番号16」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「整理番号16」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「平成29年度遠軽町農業施策に対する建議等につ
いて」を議題とします。
この案件は、9月5日の総会におきまして、農政部会に付託いたしま
した事件であります。
付託された農政部会から審議報告書の提出がありましたので、農政部
会の説明を求めます。
(梶田農政部会長 挙手)

議長 梶田農政部会長。

部会長 平成28年9月5日召集の第6回遠軽町農業委員会総会において、本
農政部会に付託されました事件について、審議報告書を読み上げて報告
いたします。
(部会長 報告書朗読説明)

- 1 付託事件
議案第6号 遠軽町農業施策に対する建議等について
- 2 審議の結果
全会一致をもって別冊建議書のとおり策定した。
- 3 審議の経過
部会開催日 平成28年 9月 5日
平成28年10月 5日

部会長 建議書の具体的な内容については、事務局から説明をさせます。
(事務局長 内容説明)

事務局 細かい文言の説明は一部省略し、大きく概要等について説明いたします。

まず、1 ページ目の前文ですが、7 行目の「しかし」から、前回の建議書は、世界情勢と国内情勢について記載がありましたが、国内の諸情勢についての内容としました。

10 行目の「こうした状況」からは、細かい表現を含めて文章の整理を行いました。

16 行目の「さらに」以下は、一般的な社会情勢を含めて、前回の建議書の内容について文章整理しました。また、前は W T O や E P A、F T A などの国際交渉についての記載がありましたが、削除しております。

本文、下から2行目の建議の年度について、前は「平成26年度の農業予算」としていましたが、3年に1度の建議ということで、「平成29年度以降の農業予算」と表記しました。

次に、1の農業振興対策についてですが、(1)の①農地の排水対策について、前は「冷湿害による」という内容でしたが、近年、冷害による被害は少ないということで、水・湿害等の影響ということで文章整理しました。②、③については、表現など、若干変更して文章整理しています。また、前回は④として、麦乾施設の整備について記載がありましたが、ご存知のとおり麦乾施設については、現在新しく建設されていますので、全部削除しました。

(2)の酪農・畜産の振興対策については、③の酪農ヘルパー制度対策の中に、サブヘルパーの導入についての記述を追加しました。それ以外は、文言等の整理をし、内容については変更しておりません。

次に、3ページの2の(1)ですが、「安定的な農業経営を推進するための」という文言を追加し、文章整理しております。

(2)と(3)は、前回と番号を入れ替え、(2)については、「農業従事者の～農業を守るため」の文言を追加し、その他文章整理をしました。(3)については、前は上下水道の整備について記述されていましたが、平成28年度から個別排水処理事業が拡大され、下水道区域外の地区は、町において浄化槽の設置をするようになり、対策は進んでいるということで、ネットワーク環境等の整備について記述しました。(4)の婚活事業については、文言等の整理をしました。

次の3ですが、字句の訂正をお願いします。「地産・地消・教育」となっていますが、「地産・地消・食育」に訂正願います。

表題の食育ですが、前は食農教育と表現されており、食農教育という言葉は、農水省や農協系統で多く使用されている表現のようです。農業施策全体では、「食育」で表現されていることが多いため、「食育」に統一しました。

(1)については、一部文言の追加等により、文章整理を行いました。

事務局 た。(2)については、一部文言の追加等により、文章整理を行い、追加で「食育基本計画」を基本とした「食育推進計画」についての記述を追加しました。

次に、4ページの4 遊休農地・耕作放棄地対策についてですが、文章全体を見直して整理しました。

5の有害鳥獣関係ですが、(1)(2)とも、文言の整理をできています。

6の自然災害対策ですが、近年、異常気象等による自然災害が増加傾向にあるため、新たに項目建てをして、建議することになりました。

7のT P P関連についてですが、現在、国会等の情勢も混んとしており、どのような展開になるか不明ですので、具体的な表現を避け、T P Pを視野に入れた町の対策強化という内容で、文章整理を行いました。

次のページの農業委員会体制の強化については、今年度改正された「農業委員会等に関する法律」の表現に変更し、整理しました。

以上、概要を簡単に説明しましたが、皆さんからのご意見などで、変更する箇所があった場合は、会長及び部会長に相談の上、変更させていただくことをご了承いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 これより、議案第4号「平成29年度農業施策に対する建議等について」の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、別冊の建議書のとおり町長へ提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

なお、町長へ建議する日程については、次回12月5日の総会後に行うよう調整しております。

建議に際しましては、私のほか、上野会長職務代理者、梶田農政部会長、相田農政部会長職務代理者の方々にも同席していただき、提出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題とします。

事務局及び農政林務課農政担当から、議案及び基本構想の内容について

議長 　　で説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 　　議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
別冊のとおり

2 意見

この基本構想に盛り込まれた遠軽町農業の課題解決に向けた施策の基本方針の具体化が今後より重要であり、本町農業の発展と効果的かつ安定的な農業経営の実現のための具体的な施策の確立について配慮を願う。

基本構想の見直しに関する詳細については、農政担当斉藤より説明いたします。

農政担当 　　平成28年農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る主な改正点についてご説明いたします。

本基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現に向けて実施していく事項等を定めた総合的な計画となっております。

計画期間は10年間で概ね5年毎に見直しを行うこととなっており、今回の見直しにつきましては、平成17年に策定以降10年が経過したことから、本年3月に策定されました北海道農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、平成37年度を目標とした新たな計画の見直しとなります。

それでは、議案に同封されておりました基本構想（案）をご覧くださいます。

1 ページ目から始まる第1の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向につきましては、冒頭、遠軽町の現状・課題を記載しております。面積等の数値につきましては、2015農林業センサス記載の数値を使用しております。1 ページ下段記載の年間農業所得の指標及び年間労働時間につきましては、国・道ともに変更がなく、主たる農業従事者1人当たり概ね480万円、それに伴う労働時間は1,800時間～2,000時間程度となっておりますので、遠軽町においても変更なしの、主たる農業従事者1人当たり概ね400万円、労働時間1,800時間～2,000時間程度で設定し、また、この度の見直しで農業法人の育成目標値の明確化が求められていることから、2 ページ下段に文言を追加しております。現行12経営体から15経営体ということで設定しています。

農政担当 4 ページ目下段から記載しております第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型毎の効果的かつ安定的な農業経営の指標につきしては、営農類型10形態ということで文言の整理のみ行っております。

続いて、15 ページ目の第3に記載してございます新規就農者用に設定する指標につきましては、国・道が推進しております放牧酪農を視野に入れ、酪農部門の指標を集約放牧の経産牛40頭クラスに変更しております。

16 ページ目の第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項につきましても、農用地の利用に占める面積のシェア目標を95%とし農地中間管理機構等を有効活用し、担い手への円滑な農地集積を推進していく考えでございます。

同ページ中段から始まる第5の農業経営基盤強化促進事業に関する事項につきましては、農業生産法人を農地所有適格法人に変更したことなど文言の整理が主となっております。また、平成26年から始まりました農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項につきましては、基盤強化促進事業とは関連するものの異なる事業であることから、32 ページ記載のとおり、第7として別枠で設定しました。

28 ページからの第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項につきましては、下段に公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方について記載しました。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

議長 これより、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行いません。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、平成28年度第8回の農業委員会総会を閉会します。